

条 例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十五号

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十四条の二」に、
「第四節 都市型軽費老人ホーム」
四十条）

ムの設備及び運営に関する基準（第三十五条―第四節 都市型軽費老人ホーム）
を
四十条）

第五節 雑則（第四十条の

ームの設備及び運営に関する基準（第三十五条―第

に、「第三節 設備及び運営

二）

に関する基準（第四十三条―第六十九条）を
「第三節 設備及び運営に関する基準」
第四節 雑則（第六十九条の三）

準（第四十三条―第六十九条の二）
に、「第百条」を「第百条の二」に、
「第五

節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び
「第
を
第

運営に関する基準（第百十八条―第百二十一条）

五節 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び

運営に関する基準（第百十八条―第百二十一条）
に改

六節 雑則（第百二十二条）

める。

第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第八条中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同条中第七号を第八号

とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十三条第二項中「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。第六十三条第三項後段及び第九十三条第三項後段において同じ。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第二十七条を次のように改める。

（衛生管理等）

第二十七条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

第二十九条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十四条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十条中「第三十四条まで」を「第三十四条の二まで」に、「第三十条」を「第

二十五条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十四条の二」と、第二十七条中「第二十六条」とあるのは「第三十九条において準用する省令第二十六条」と、第三十条」に改め、「省令第三十三条」と」の下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第三十九条において準用する省令第三十三条の二」と」を加える。

第二章に次の一節を加える。

第五節 雑則

(電磁的記録等)

第四十条の二 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条、第六十九条の三及び第二百二十二条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十九条の三及び第二百二十二条第一項において同じ。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。第二百二十二条第二項において同じ。）によることができる。

第四十二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六十一条第二項中「第六十九条」を「第六十九条の二」に改める。

第六十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第六十三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第六十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第六十四条を次のように改める。

(衛生管理等)

第六十四条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十四条に規定する基準の例によることとする。

第六十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第六十九条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例によることとする。

第三章に次の一節を加える。

第四節 雑則

(電磁的記録等)

第六十九条の三 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

第七十一条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七十六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第九十二条第二項中「第百条」を「第百条の二」に改める。
第九十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十三条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第九十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第九十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第九十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十六条に規定する基準の例によることとする。

第百条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第百条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十一条の二に規定する基準の例によることとする。

第百二条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第一百三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百十一条中「第九十二条まで」の下に「、第九十三条の二」を加え、「第百条まで」を「第百条の二まで」に、「第九十七条」を「第九十三条の二中「第二十四条の二」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十四条の二」と、第九十五条中「第二十六条」とあるのは「第四十二条において準用する省令第二十六条」と、第九十七条」に改め、「省令第三十一条」と」の下に「、第百条の二中「第三

十一條の二」とあるのは「第四十二條において準用する省令第三十一條の二」とを加える。

第一百六條第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下この項において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第一百七條中「及び第百條」を「、第百條及び第百條の二」に、「第百條まで」を「第百條の二まで」に改め、「第百條」との下に「、第九十三條の二中「第二十四條の二」とあるのは「第五十九條において準用する省令第二十四條の二」と、第九十五條中「第二十六條」とあるのは「第五十九條において準用する省令第二十六條」とを、「省令第三十一條」との下に「、第百條の二中「第三十一條の二」とあるのは「第五十九條において準用する省令第三十一條の二」とを加える。

第二百一十一條中「第九十二條まで」の下に「、第九十三條の二」を、「第百條、」の下に「第百條の二、」を加え、「第百條まで」を「第百條の二まで」に改め、「第百十六條」との下に「、第九十三條の二中「第二十四條の二」とあるのは「第六十三條において準用する省令第二十四條の二」と、第九十五條中「第二十六條」とあるのは「第六十三條において準用する省令第二十六條」とを、「省令第三十一條」との下に「、第百條の二中「第三十一條の二」とあるのは「第六十三條において準用する省令第三十一條の二」とを加える。

第四章に次の一節を加える。

第六節 雑則

(電磁的記録等)

第二百二十二條 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。